

第129回 国土交通省との定例意見交換会（議事要旨）

要望内容	回答	回答部局	備考
① 建築一式工事と専門工事の役割の明確化について	<p>□ 今般の建設産業政策2007をまとめるにあたり、才賀会長や梅田副会長、古阪先生をはじめ多くの方からご意見をいただいた。元請下請間の役割分担の明確化や透明性の向上については建設生産システムの再構築として最終報告書の中で重点的に記述している。施策としても役割分担の明確化と透明性の向上、元下関係の適正化について記述しており、これをもとに今後進めていきたい。その際には今後とも、こうした点について建専連からご意見をいただきたいと思う。</p>	建設産業振興室	
② 元請下請契約の適正化と法令遵守の徹底について	<p>□ 下請たき指値、赤伝等の問題は昨年のこの会議でもご指摘があった。建設業界を取り巻く環境が非常に厳しく、元請はダンピングで仕事をとり、下請をたたくということになる。これまで元下の関係は民民の問題と言うことで我々も必ずしも十分な対応ができていなかったという反省がある。ただ、現状が厳しくなってきたので建設産業政策2007でも最初に法令遵守を掲げている。これを受け本年4月に地方整備局に「建設業法令遵守推進本部」と「駆け込みホットライン」を設置。すでに約200件の相談が寄せられており、これらを分析していく。また、民間工事も含め立入検査を強化していく。建専連も情報窓口を設置する予定とのことなので、それとも連携していきたい。また、これまで監理技術者の専任制度や一括下請負について運用解釈をお示してきたが、今回の「法令遵守ガイドライン」では、元請下請間の取引について具体的な事例を交えて解説している。今後、当ガイドラインを十分活用してしっかりやっていきたい。都道府県知事の許可業者については、各県とも情報交換、協力依頼をしているが、体制が十分でない場合もあるが、建設業法第31条に基づいて国交省も立入調査が可能である。各都道府県と連携を図りながら、しっかり取り組んでいきたい。商社が取引関係に入っているという件については、業法上の疑義があるかもしれない。個別に事情を教えてください。</p>	建設業課	
③ 公共事業労務費調査方法の改善について	<p>□ 公共事業労務費調査において、いわゆる一人親方と呼ばれる労働者については、現在でも賃金と経費の分離が確認できる資料(その年の所得税申告の帳簿通帳等、前年度の帳簿通帳等・所得税申告書類、勤務日数・時間の資料)があれば調査可能である。いままでも周知が十分でなかった面もあり、今後はこうした点を十分周知していきたい。</p> <p>□ 予定価格の積算に当たっては、適正な品質を確保するために必要な労務費、資材費、機械損料、諸経費等を工種毎に標準的工法を想定し積み上げて価格を決定している。入札時点では落札者を特定することはできないので、標準的な歩掛かりと標準的な価格を用いて算定している。</p> <p>□ 公共工事設計労務単価は、無作為に抽出した公共工事に従事したすべての労働者を対象に賃金の支払実態を調査の上、決定することとなっており、ダンピングなどの対応については、昨年12月「緊急公共工事品質確保対策」を取りまとめ、特別重点調査制度を導入し、また、元請下請取引の適正化についても、「建設業法令遵守推進本部」を設けて徹底を図っている。また、工事難易度を考慮した調査方法については、予定価格の積算に当たって、労務費単価ではなく、歩掛の割増や施工条件別の諸経費率等によって積算に反映している。</p> <p>□ 世話役は、いわゆる普通作業員、軽作業員に対し、当日の作業内容の割り当て、作業方法の指導等を行う職務である。土木工事では、作業員は世話役の指導のもと、技能工を介さず、人力作業を実施する場合が多いが、建築工事では大半の作業が技能工のもので行われることから、現状のような職種区分になっている。今年度、交通誘導員の職種区分を分離したが、これは法規定等により他の職種と明確に区分可能なこと等を確認したことによるものである。一方、基幹技能者については、経営事項審査に反映(3点)させようとしている。現時点では建築職種に世話役を設けることは困難と考える。</p>	建設市場整備課	
④ 調査基準価格及び特別重点調査の設定水準引上げについて	<p>□ 公共工事で極端な低価格受注が行われた場合、工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底が懸念されることから、かねてから対策を講じてきた。昨年前半に技術者の増員、不可視部分のビデオ撮影、現場のモニターカメラ設置等行ってきたが低価格入札が増えていた。そこで平成18年12月に「緊急公共工事品質確保対策」を打ち出し、施工体制確認型総合評価を導入したり、特別重点調査の試行等を実施し、契約内容の履行が確保できないおそれのある者とは契約を結ばないこととしている。特別重点調査については、平成19年1月に試行したところであり、現在までに80件特別重点調査を行った結果、全て無効となり契約は1件も無かった。調査基準価格及び特別重点調査の設定水準引上げについては、今後も試行を継続するとともに、データを収集していく。あわせて工事コスト調査、成績評定を分析して調査の基準となる価格の検証をしていく。</p> <p>□ 特別重点調査の数値基準がこの額に近い低入札の誘発を招いているかについては、施行以来、極端な低入札を含め低入札の件数は半減しており、施工体制評価型総合評価方式等とあわせ実施することで低入札を防止し、品質を確保していきたい。</p>	技術調査課	

<p>⑤下請現場管理費の別枠計上並びに確実な支払確認について</p>	<p>□諸経費動向調査については、毎年工事を選定し実施している。下請業者の一般管理費についても、現場管理費のうち外注経費に適切に計上されており、調査では、下請から一般管理費を回答してもらうようになっている。調査票が下請に配布されていないということであれば、下請業者の経費が調査されないので、きちんと検討させてもらう。</p> <p>□国交省では、現場で重要な役割を担う専門工事業者の技術力等(保有機械、見積、施工実績等)を審査する専門工事審査型の新たな総合評価方式を検討している。技術提案については専門工事業者の提案も認めるよう検討している。こうしたことによって専門工事を除いた部分の価格競争に誘導できないかと考えている。また、この適用工事では専門工事業者に対する支払の証明となる文書を事後に提出させ、事前に提出の見積と照合する。今年度下半期からの導入を検討している。</p>	<p>技術調査課</p>	
<p>■追加意見</p>	<p>回答</p>	<p>回答部局</p>	
<p>○技能者育成のため公共工事での湿式工法の採用について(公共建築工事に湿式工法の採用をお願いします)</p>	<p>□工期短縮等の理由で乾式工法となっている。伝統技能を守っていくことは大事であり、京都、赤坂の施設で和風・日本式技術をできるだけ採用したところであり、今後も採択できる箇所は考えていきたい。</p>	<p>野村審議官</p>	
<p>○グラウンドアンカー施工士の活用について(協会が育成しているグラウンドアンカー施工士を現場常駐させるなど活用してほしい)</p>	<p>□協会が技術者育成をしている取組は良いことである。技術を持った人を評価するようになってきている。例えば基幹技能者などで、後日説明にきてほしい。</p>	<p>技術調査課</p>	
<p>○行政でダンピング対策をとっていただき、効果が上がっていることに感謝する。元請や発注者の現場管理能力が落ちてきている。土工協や全建に話をさせていただき議論していただきたい。マーケットが縮小する中、技術の伝承をしていかなければならない。今後、ガソリンや雪が少なくなるので50年後はダムが必要になってくる。その時の技術力をいかに確保しておくか対策が必要だ。ダム等の技術者は個々の企業で抱えることは困難になってきており、日本国として引継いでいく必要がある。技術者のプール制など見直しが必要である。(竹村理事)</p>	<p>□ダンピングについては関係者の共通問題意識があったので対策がとれた。人材は必要である。また、コスト構成の透明化を図るため、オープンブック方式に近い方式を採用した。下請業者もしっかりした見積書を作成するようお願いする。ダムもそうであるが、長大橋の技術力をどう維持していくか。韓国は国家プロジェクトに位置付けており、国内技術者の流出につながっている。日本のみならず海外、特に途上国にも技術力を生かす方法があるのではないかと。技術者は個々の企業でなく協会や学会でプールすることはできないか。</p>	<p>佐藤技術審議官</p>	
<p>○ダンピングは公共工事では止まったが、民間工事では継続中である。公共発注者として、民間発注者へどう働きかけていくのか。建設産業政策研究会で様々な方向性を出したが、具体的な対策は今後の問題であり、建専連としても取り組んでいく必要がある。法律違反については、故意と過失と無意識がある。現場では建設業法など法律を知らない。特に民間工事の場合。その意味で法令遵守ガイドラインを民間発注者などに周知する必要がある。先程岩部会長から施工図を書かせられるとの意見があったが、施工図は設計図書の一部を構成するものであり、専門工事業者としてデータを出すべきである。(古阪理事)→JSDA岩部会長回答 建設業界を良くしていくためにデータを提供する。</p>			
<p>○旧道路公団発注工事で追加工事に対する代金がもらえない。協会が23事例を集めたところであり、行政を通じて指導してほしい。追加工事代金の未払い問題は直轄工事でも発生しており、下請業者の赤字につながっている。この原因として会計法もその一つである。2～3年前は民間問題に官は関与できないとしたこともある。諸経費動向調査で下請調査票が元請経由としていることも変わっていないことだ。先般ダム工事現場で、2～3人程度怪我人が出たが、発注者の指示で1月間工事中止になった。専門工事業者として大幅な赤字になるものである。これらは、専門工事業者の役割が大きくなっているのに、従来と同様な対応方針であり、変えてほしい。(山崎相談役)</p>			